

## **[事案 2019-288] 新契約無効請求**

・令和2年10月5日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明義務違反を理由に、契約の取消しと既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成10年7月に代理店を通じて契約した終身保険について、以下の理由により、契約の取消しと既払込保険料の返還を求める。

- (1)募集人から勧誘を受けた際、60歳になったら満期保険金または年金を受け取ることができ、保険料払込完了後は元本割れすることがない等と説明を受けたため、本契約を積立型保険だと理解していたが、実際には、60歳になっても満期保険金や年金は給付されないものだった。
- (2)申込書の署名押印は自分のものではなく、第三者によってなされたものである。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書等を用いて本契約の内容を正しく説明しており、積立型の保険であると誤解を招くような説明はしていない。
- (2)申込書の署名押印について、募集人の記憶は定かではなく、第三者による行為であることが明らかになったわけではない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人による説明義務違反があったとは認められず、また、申込書の署名押印が第三者によってなされたものであることも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。